

令和5年（ワ）第1113号結婚式場解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

原告第1準備書面

令和6年5月2 / 日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一

弁護士 加 藤 昌

弁護士 谷 口 芙



第1 被告が全国消費生活相談員協会との間で解約料条項差止請求に応じて規約を改定する旨の合意をしていたこと

適格消費者団体である公益社団法人全国消費生活相談員協会（以下、「全国消費生活相談員協会」という。）は、平成23年、被告に対し、予約を取り消した場合には申込時に支払った申込金を一切返金しないとする被告の当時の披露宴

等利用規約（以下、「旧規約」という。）のうち、時期の如何を問わず一律に申込金を返還しないこととする解約料条項が消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害を超えており消費者契約法 9 条第 1 号及び 10 条により無効であるとして、当該条項の使用停止を求める申し入れを行った。

これに対し、被告が、旧規約の解約料条項を

- ① 取消日が披露宴等当日の 1 年以上前の場合には取消料をもらわない、
- ② 披露宴等当日から起算して 181 日より前は一律 5 万円、
- ③ 披露宴等当日から起算して 180 日前より 151 日前は申込全額と実費、
- ④ 披露宴等当日から起算して 150 日前より 91 日前までは最新の見積額（実費除く）の 20%

と変更することに応じたことから（甲 8、甲 10）、全国消費生活相談員協会は、平成 24 年 4 月 13 日、申し入れを終了するに至ったものである（甲 15）。

以下、当該差止請求の具体的経緯を説明しておく。

1 全国消費生活相談員協会の本件規約の解約料条項の差止請求

適格消費者団体である公益社団法人全国消費生活相談員協会（以下、「全国消費生活相談員協会」という。）は、同協会の「消費者被害メール便」に寄せられた被告への苦情が寄せられたことを発端として、平成 23 年 11 月 9 日、被告の運営する結婚式場の結婚式及び披露宴について定めた旧規約の契約取消時の解約料条項が消費者契約法 9 条 1 号及び 10 条の不当条項に該当する条項の使用停止を求めた申入書を送付して裁判外の差止請求を行った（甲 8、甲 10）。

2 被告の回答

これに対し、被告は、同年 11 月 30 日付け回答書（甲 11 の 1）において、一律に申込金を返却しないとする旧規約は一部式場では廃止して、今後運用予定の新規約では一律に申込金を返却しないとする取り扱いを止め、披露宴等当日から起算して 181 日より前は一律 5 万円、180 日前より 151 日前は申込全額と実費、150 日前より 91 日前までは最新の見積額（実費除く）の 2

0%と規約を変更する予定である旨回答し、これを反映した新規約（甲11の2）を添付した。

その後、被告は、同年12月26日付け書面に改定した新規約（甲12の2）を添付して全国消費生活相談員協会へ送付した。

3 全国消費生活相談員協会の被告に対する再度の差止請求

全国消費生活相談員協会は、平成24年2月8日付け連絡文（甲13）において、被告が作成した新規約（甲12の2）の解約条項たる第6条（及びこれを引用する第7条）において、取消日が181日より前までの取消料を一律5万円と扱うとしていることに対し、申込時期に制限がなく、取消可能期間も定められていないため、取消日が申込日から181日前までの間は、申込日の翌日のキャンセルであっても、披露宴等の施行日当日まで1年以上前のキャンセルであっても、上記区分が適用されることになることから、このような新たな挙式予約が入ることが十分期待できるような場合にも一律上記のような取り扱いをすることによる不当性は旧規定と変わらないとして、ご披露宴等当日より起算して取消日が1日より前までの取消料を一律5万円と取り扱うことには合理的な理由がなく、明らかに消費者契約法9条1号の平均的損害額を超えていると考えられますので、同条に基づき無効な条項であるとして、挙式施行日の1年以上前に予約し、その数日後にキャンセルしたという事例において、予約金を返金しないとの条項が消費者契約法第9条第1号により無効となるとした東京地裁平成17年9月9日判決（判例時報48号96頁）を引用して本条項の使用停止を再度申し入れた（甲13）。

4 被告からの再回答及び新規約の提示

被告は、全国消費生活相談員協会からの再度の差止請求を受け、平成24年3月2日付け回答書（甲14の1）で、新規約第6条について、取消日が披露宴等当日の1年以上前の場合には取消料をもらわないとする内容に新規約を変更する旨回答し、新規約（甲14の2）を添付した。

5 本件和解成立による申入終了

全国消費生活相談員協会は、被告が解約料条項等の規約改定に同意したことを受け、平成24年4月13日付け終了通知（甲15）において、被告の「ウェディングパーティご利用規約」における申込金の取り扱いについて、被告が改定した新規約により旧規約から一定の是正が図られたとして申入れを終了する旨被告に通知した。

第2 被告の差止請求に関する合意違反

1 適格消費者団体の差止請求権が実体法上の請求権であること

適格消費者団体による不当勧誘・不当条項の差止請求権は、適格消費者団体に付与された実体法上の請求権であると理解されている。

このことは、立法段階の制度設計にあたり、国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会報告「消費者団体訴訟制度の在り方について」（平成17年6月）において「差止めを中心とする消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対して民事実体法上の請求権を認めるものとするのが適切である。」との提言がなされていた経緯があることが根拠である。

また、消費者契約法23条1項が、「適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。」と規定し、また、同条2項が、「適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。」と規定していることは、適格消費者団体が実体法上の差止請求権を保有していることを前提としていることから明らかである。

そして、消費者契約法41条1項及び23条4項2号は、適格消費者団体が裁判外において差止請求をすることができる旨規定していることから、裁判外においても差止請求を行わしめる。

よって、上記第1で述べた全国消費生活相談員協会の被告に対する平成23

年の申入れは裁判外の差止請求であり、これに基づく規約改定の合意は実体法上も尊重されるべきである。

2 被告の裁判外の合意違反

被告は、全国消費生活相談員協会による解約料条項の差止請求の申入れ内容が妥当であるとこれに応じたうえで、解約料条項改定の合意をしたにもかかわらず、現在の本件規約の解約料条項は、上記合意に違反する内容であるから、被告には、これを廃止・改定する等して、差止に応じるべき法的義務がある。

よって、本件規約の解約料条項の本件差止請求は認められるべきである。

なお、適格消費者団体の差止請求権は、少額でありながら高度な法的問題を孕む紛争が拡散的に多発するという消費者取引の特性に鑑み、同種紛争の未然防止・拡大防止を図って消費者の利益を擁護することを目的として認められたものであるから（消費者契約法12条1項）、適格消費者団体の差止請求に基づく和解の効力は、すべての消費者との契約において生ずるものであるから、原告が被告の本件合意違反を根拠として適格消費者団体たる原告が本件規約の差止めを求めうるのは当然のことである。

以上